

○内閣府令第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の六第一項第四号の規定に基づき、
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように
に改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一～十六 略〕

十七 法第二条第八項各号に掲げる行為のうち、外国の法令に準拠し、外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が、災害その他の事由により当該外国においてその行う業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合において、当該業務を継続するため金融庁長官の承認を受けて期間を限定して国内において行うもの

〔2～4 略〕

5 第一項第十七号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 本店又は主たる事務所及び国内における主たる営業所又は事務所の所在地

三 代表者の役職名及び氏名

四 国内における代表者の氏名及び連絡先

五 承認を受けて行おうとする行為に国内において従事する者（次項第二号において「国内従事者」という。）の役職名及び氏名

改 正 前

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 「同上」

〔一～十六 同上〕
〔号を加える。〕

〔2～4 同上〕
〔項を加える。〕

六 承認を受けて行おうとする行為を行っている外国の当局（証券監督者国際機構における多国間情報交換枠組みの署名当局に限る。）の名称及び当該外国の当局から受けている許可その他の行政処分の内容

七 外国において業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがあることの概要

八 承認を受けて行おうとする行為の具体的内容

九 承認を受けて行おうとする行為を行う期間（三月以内に限る。）

十 国内において他に事業を行うときは、その事業の具体的な内容

6||
イ 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類を添付することができない場合は、その理由を記載した書面の添付をもつてこれに代えることができる。

一 次に掲げる事項を誓約する書面

イ 法第二十九条の四第一項第一号イからハまで及び第二号のいずれにも該当しないこと。

ロ 承認を受けて行おうとする行為が外国の法令に抵触するものでないこと。

ハ 承認を受けて行おうとする行為以外の法第二条第八項各号に掲げる行為を国内において行わないこと。

ニ 国内における法令を遵守するための体制の確立を適切に図ること。

〔項を加える。〕

二 国内従事者が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのい
ずれにも該当しない者であることを当該国内従事者が誓約する書
面

三 登記事項証明書に準ずる書面

四 国内における代表者の履歴書

五 前項第六号の外国の当局から許可その他の行政処分を受けてい
ることを証する書面

7|| 第五項の承認申請書及び前項の規定によりこれに添付すべき書類
は、英語で記載することができる。

8|| 金融庁長官は、第一項第十七号の承認に関する申請があつた場合
には、当該申請を補正する必要がある場合を除き、速やかに、当該
申請に対する処分をするものとする。

9|| 金融庁長官は、第一項第十七号の承認をしたときは、当該承認を
受けた者の商号又は名称、当該承認に係る第五項第八号に掲げる事
項の概要及び同項第九号に掲げる事項並びに同項第十号に掲げる事
項の概要を公表するものとする。

10|| 第一項第十七号の承認を受けた者は、第五項第一号から第五号ま
で又は第十号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その
旨を書面により金融庁長官に届け出なければならない。

11|| 金融庁長官は、第一項第十七号の承認を受けた者が次の各号のい
ずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。
一 不正の手段により第一項第十七号の承認を受けたとき。
二 第五項の承認申請書及び第六項の規定によりこれに添付すべき

「項を加える。」
「項を加える。」

「項を加える。」
「項を加える。」

書類に記載された事項と相違する事実が判明したとき。

三 第一項第十七号の承認を受けて行う行為に係る業務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附
則

この府令は、公布の日から施行する。